

木城町告示第21号

令和2年第5回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年8月28日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和2年9月4日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○9月9日に応招した議員

同上

○9月14日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年9月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第3号 令和元年度健全化判断比率について
 - ③報告第4号 令和元年度資金不足比率について
- 日程第4 議案第52号 令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第53号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第54号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第55号 令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第56号 令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第57号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第58号 専決処分の承認を求めるについて(令和2年度木城町一般会計補正予算 第5号)
- 日程第11 議案第59号 木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第15 議案第63号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第65号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第66号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第67号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第68号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第70号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第23 決算審査報告
- 日程第24 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第25 委員会付託の省略
- 日程第26 議案に対する質疑
- 日程第27 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第28 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第3号 令和元年度健全化判断比率について
 - ③報告第4号 令和元年度資金不足比率について
- 日程第4 議案第52号 令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第53号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第54号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第7 議案第55号 令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第56号 令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第57号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第58号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算 第5号）
- 日程第11 議案第59号 木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第63号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第65号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第66号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第67号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第68号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第69号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第70号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第23 決算審査報告
- 日程第24 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第25 委員会付託の省略
- 日程第26 議案に対する質疑
- 日程第27 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第28 散会

出席議員（10名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保富士子君 | 2 番 桑原 勝広君 |
| 3 番 森 伸夫君 | 5 番 眞鍋 博君 |
| 6 番 中武 良雄君 | 7 番 黒木 泰三君 |
| 8 番 後藤 和実君 | 9 番 甲斐 政治君 |

10番 原 博君

11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書 記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

なお、本定例会は、クールビズ対応としております。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。ただいまから令和2年第5回木城町議会定例会を開会いたします。

令和2年第5回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、森伸夫君、5番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月14日までの11日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

6月21日、幼保連携型認定こども園、石井記念のゆり幼児園の落成式があり出席をいたしました。以前よりあった西都市の、のゆり保育園を木城町に移転、新築したものであります。1号認定、幼稚園部分、2号認定、3歳以上の保育部分、3号認定、満3歳未満の保育部分など、定員60名で、保育園機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域子育て世帯向けに新事業を実施する施設です。今後の活用が期待されるところであります。

6月26日、畜魂祭がありました。10年目を迎え、今年は新型コロナウイルスの影響もあり、生産者も代表のみという寂しいものであります。口蹄疫で犠牲になった牛や豚など、3万223頭の冥福を祈ったところであります。

6月29日、原水爆禁止国民平和大行進宮崎県実行委員会の方3名が見えられ、町長とともに対応いたしました。今年は新型コロナウイルスの影響で、全国大会の集会や大行進が中止ということでありました。

7月3日、東児湯消防組合議会臨時会が招集され、総務常任委員長とともに出席いたしました。専決処分の承認を求めることについて、宮崎県東児湯消防組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、令和2年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算についてなど上程され、それぞれ討論、採決、承認されたところです。

7月10日、第185回宮崎政経懇話会児湯・西都地区例会がホテル泉屋で行われ、出席しました。東京財団政策研究所主任研究員、柯隆氏による「新型コロナ危機後の日中関係～どうなる国際供給網の再構築」と題しての講演が行われました。米中新冷戦の可能性、新型コロナウイルスによる深まった米中の対立、香港情勢、台湾情勢、南シナ・東シナ海情勢、中インド関係など、中国、また対立する米国の間で、日本の今後のかじ取りはますます難しいという話をされたところであります。

7月22日、宮崎観光ホテルにおいて、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会が行われました。総会に先立ち基調講演が行われ、株式会社JR宮崎シティ、代表取締役社長黒川哲氏による今秋開業予定の「アミュプラザみやざき」について説明がされたところです。その後、総会が行われ、令和元年度事業報告、収支決算報告、令和2年度の事業計画、収入支出予算案をそれぞれ承認され、決議文を採択して、閉会としたところです。

8月20日、宮崎県町村議会議長会決算審査ということで、自治会館において、令和元年度の監査を行ったところです。

8月26日、県町村議会議長会役員・監事合同会が行われました。令和元年度議長会決算について、令和元年度議員互助会についてなどを協議し、今後の行事については、10月29日、新富町で行われる予定であった第61回議員大会の中止など、新型コロナウイルスの影響をまだまだ受けているところであります。

以上で、報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。報告書2番、令和2年度高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の件、報告書3番、宮崎県町村議会議長会決算審査の件、報告書4番、宮崎県町村議会議長会役員・監事合同会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告しましたので省略いたします。

次に、報告書1番、宮崎県町村議会議長会議会運営委員会正副委員長研修会の件について、10番、原博君の登壇、報告を求めます。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 議会運営委員会委員長・副委員長研修会について報告します。

日時、令和2年7月21日午後1時半。場所、宮崎市自治会館。参加者、原、久保、事務局の藤井局長。演題「最近の議会を取り巻く動きから」講師、新潟県立大学国際地域学部准教授田口一博氏。議会の新型コロナウイルス対策については、議場の3密防止ということで「密閉を避ける」議場の閉鎖が必要なときは選挙のときだけであり、閉鎖中も傍聴は可能。その時以外は開放。

「密集を避ける」傍聴席の間隔を空ける。傍聴の代替手段、説明員の削減。「密接を避ける」議席を減らす。議長席演壇前の透明板設置。本会議の傍聴は会議公開の原則から禁止できない。議会も新型コロナウイルス対策を十分に取っているということを住民に示すことが大事である。

災害と議会活動、政務活動について。災害時においては、国や県の対応を議会ができるようにしておくこと、また近隣の被災地の対応を議員も職員も平時から研修会、勉強会を実施しておくことが大事である。

ほかに、公職選挙法改正による公費負担制度の導入について。施行、令和2年12月12日以降に告示される選挙からであり、町村議会議員・長選挙で、条例による自動車、ビラ、ポスターの選挙公営などです。条例の制定の所管は、選挙管理委員会であります。

詳細については、議会事務局に資料がありますので、確認してください。

以上、報告終わり。

○議長（神田 直人） 10番、原博君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。まず、町長の政務報告について、次に報告第3号令和元年度健全化判断比率について、報告第4号令和元年度資金不足比率について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和2年第5回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には新型コロナウイルス感染症防止対策のさなか、そして諸事ご多用の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定案6件、専決処分1件、条例案5件、補正予算案6件、人事案1件、合わせまして19議案のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を2件させていただきます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますと、認定、承認、可決、同意をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に5点報告をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、療養中の方々にお見舞いを申し上げます。

木城町におきましては、9月3日現在、7月24日に40代男性と30代男性の2人の初感染が確認されました。25日には30代男性1人、27日には60代男性1人、29日には60代

女性1人、合計5人の感染が確認されています。現在、5人全員とも退院され、元気に日常生活を送られています。

ところで、高鍋町のスナックでの感染が県内初のクラスター発生となり、県下全域に7月26日から8月31日まで感染拡大緊急警報が発令され、特に西都児湯地域には接待を伴う飲食店等に対して休業要請が発令されました。

このことを受けまして、町内の19店舗に対しまして、7月30日から8月16日まで休業要請をお願いをいたしました。8月17日には、休業要請と西都児湯圏域外への不要不急の外出自粛が解除されました。町民の皆様や事業者の皆様のご協力・ご理解に感謝を申し上げたいと思います。

また、町内での感染確認と感染拡大緊急警報発令及び休業要請と解除に伴い、7月26日、27日、8月17日に、町民に対して「町長メッセージ」を発信し、改めて新しい生活様式の徹底と西都児湯圏域及び県外への不要不急の外出及び往来の自粛等呼びかけました。9月1日には、レベル3の感染拡大緊急警報が解除され、今、レベル2の特別警報になったところであります。

県内では、感染者ゼロがここ数日続いておりますが、警戒を緩めることなく、手指の消毒、3密を避けることやマスクの着用などの新しい生活様式の実践をお願いいたします。

そして、コロナ禍にあっては、感染された方もつらい思いをされていると思っています。誰もが感染するリスクがあります。感染された方々を温かく見守っていくことも大事なことだと思っています。患者・ご家族の人権尊重、個人情報保護にご理解とご配慮をお願いいたします。

2点目は、国民健康保険一人当たりの医療費についてであります。

県下26市町村の中で医療費の少ない順位が、平成27年度が13位、平成28年度が12位、平成29年度が6位、そして平成30年度が3位、令和元年度が2位となりました。

一人当たりの医療費は35万5,855円でした。これまで取り組んできました特定健診の推進や特定保健指導、健康マイレージ事業等による健康への意識の向上の成果だと分析をしています。引き続き、健康寿命の延伸と住んでよかった・住み続けたいまちづくりに、町民とともに一緒に取り組んでまいります。

3点目は、東洋経済新報社の6月17日発売の「週刊東洋経済」で、「財政健全度全国トップ400自治体ランキング」で、木城町が町村の部で68位にランクされました。全国962町村のうちで、収支・弾力性・財政力・財政基盤・将来負担という5つの視点で評価されたもので、宮崎県下では市も含めて全国トップ400の中に木城町だけがランク入りして、高評価されているところであります。これを励みとして、財政規律に配慮し、必要とされる行政サービスや政策を展開しながら、財政健全度の維持に努めてまいりたいと考えております。

さらには、今後も、コロナ禍や大規模災害時における非常時に町民の生命と暮らしを守れるだけの財政的な備えも重要でありますので、目的基金であります木城町災害対策基金の積み増しも行ってまいりたいと考えております。

関連しまして、総務省が発表いたしました2019年度、令和元年度であります。全国のふるさと納税寄附額で、木城町は県内26市町村のうち10番目で6億1,161万円となっております。関係者及び職員の協力と頑張りに敬意を表したいと思います。

4点目であります。2027年（令和9年度）に宮崎県で開催予定の第81回国民スポーツ大会に係る公開競技のエアロビック会場として、木城町体育館で開催することの内定通知がありました。既に内定通知をいただいておりますスポーツライミング競技の本大会と併せまして、2種目が木城町で開催されることになりました。町民理解と開催準備に万全を期してまいりたいと考えております。

5点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております。6月議会定例会以降の経過等ではありますが、6月定例会報告と同じであります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士が木城町の交渉代理人となつていただいております。当初12名の相続人でありましたが、このうち1人の方が亡くなられ、その方の相続人2人を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっています。13名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解契約を図ってきており、これまでに9名の方々に謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結しております。

残りの4名の相続人は、謝罪も賠償金も受け入れないとなっています。4名の相続人には、今後も、引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して、解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。6月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

初めに、1ページを御覧ください。

6月19日でございます。島田副町長とともに、県庁内の松浦商工労働部長、渡辺福祉保健部長、矢野こども政策局長、さらには宮崎県信用保証協会の武田会長を表敬訪問し、コロナ禍対策や町政に対する支援と指導助言にお礼を申し上げます。

併せまして、宮崎県治山林道協会を表敬訪問し、公益事業の山村集落リフレッシュ事業とみどりの文庫の採択等のお願いをいたしました。

午後からは、木城町ふるさと振興協会の総会に出席をいたしました。振興協会の自主自立の経営理念と牛田理事長はじめ協会職員の仕事ぶりやアイデアと引き出しの多さには、いつも感服させられます。

そして、ふるさと振興協会が主体となって、法人化の取組がいよいよ具現化しつつあることが報告をされました。町内における交流人口の最も多い施設でありますので、支援と応援をしながら、推移を見守りたいと思います。

法人化に向けて統合する施設・団体であります。木城町ふるさと振興協会が運営をしております温泉館湯ららと菜っ葉屋、木城町観光協会が運営をしております観光協会と川原自然公園、いしかわうちが運営をしております郷の駅石河内と合宿施設「いしかわうち」及びピノックQパークを統合して一般社団法人木城町ふるさと振興協会として、令和3年4月1日の発足を目指してまいります。

次に、21日、日曜日であります。石井記念友愛社のゆり幼児園の新築落成式があり、副町長とともに出席をいたしました。議会からも神田議長をはじめ議員各位のご参加をいただき、新しくなった園舎を御覧いただいたところでもあります。ゆり保育園から幼保連携型認定こども園の石井記念のゆり幼児園として第一歩を踏み出しました。未来を担う子供たちを育てる場として、また地域に開かれた光輝く幼児園として大きな期待をしています。

次に、25日でございますが、米良山の神楽記録作成調査委員会事務局長であります西米良村の古川信夫教育長が来庁をされました。西都市の尾八重神楽、西米良村の村所神楽・小川神楽・越野尾神楽、木城町の中之又神楽が平成29年3月に文化庁から、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択をされております。このことを受けて、平成29年度から令和元年度までの3年間にわたって神楽調査が行われ、このほど米良山の神楽調査報告書にまとめられたところでもあります。今後は、国指定に向けての取組となります。

次に、26日でございますが、平成22年5月21日に木城町で口蹄疫が発生して10年目を迎えての畜魂祭を執り行いました。コロナ禍の影響で、規模を縮小しての畜魂祭でありましたが、改めて口蹄疫や鳥フル、CSFなどの家畜伝染病を風化させることなく、常在危機の意識を持って、防疫の徹底と、より一層の注意を払っていくことを共有する畜魂祭になったものと思っております。そして、口蹄疫前よりも飼養頭数は増え、さらには、昨年の県共においては、豚肉部門で椎勝元さんが3度目のグランドチャンピオンになり、肉用牛枝肉部門では、篠原さん、江藤さんが児湯畜連の団体優勝に貢献されるなど、卓越した飼養技術とすばらしい経営をなされています。関係機関のご支援、ご助言をいただきながら、着実に復旧復興していることを実感しております。

次に、30日でございます。県内における森林整備と治山事業を行っています一般社団法人宮崎県治山林道協会の第8回定時総会が規模を縮小して行われました。

民有林治山事業の確保による緑の国土強靱化の推進と、林業の成長産業化の基礎となる林道整備に必要な予算の確保を国・県・関係団体に要望、陳情していくことになりました。

なお、引き続き理事の拝命をいたしました。役員就任の期間中に理事の職責を果たすことはもちろんのことですが、事業の柱の1つの公益事業であります山村集落リフレッシュ支援事業とみどりの文庫贈呈事業の採択に向けて努力をしてまいります。

次に、7月1日でございます。犯罪や非行をした人の立ち直りを助け、孤立や再犯の防止を図る更生保護制度の「社会を明るくする運動」の強調月間が始まりました。コロナ禍の中で規模を縮小しまして、総務大臣メッセージの伝達式のみを行ったところであります。「人はみな 生かされて 生きていく」ということをみんなが共有して、心広く、温かい心持ちで、ご理解、ご協力いただきたいと思います。

次に、7月3日でございます。九州に甚大な被害をもたらしました令和2年7月豪雨に対処するため、木城町情報連絡本部及び木城町災害警戒本部を設置し、大雨に対する警戒を行いました。大雨警報及び土砂災害警報が発令されましたが、幸いに町内においては、大きな被害はありませんでした。

2ページをお開きください。

次に、9日でございます。今年度最初の木城町総合教育会議を開催いたしました。木城小・木城中の校長先生から、現在の学校の状況を報告していただきました。

木城小では参観日出席率が95%という高い出席率であり、児童も落ち着いて学校生活を送っていることが報告をされました。

木城中では、「チーム木城中」と「切磋琢磨」を合言葉にして、生徒・保護者・教職員一体となって、学校経営がなされていることが報告をされました。

教育委員会からは、災害対策や感染症対策に配慮した義務教育学校の校舎建設基本設計の説明報告がなされ、設立準備委員会が本格的に始動したことが報告をされました。教育長と意思を一つにして、すくすく育つ木城っ子づくり、独自の教育施策に全力を傾注してまいりたいと考えております。

次に、16日です。木城町商工会の長友会長、西副会長が来庁され、コロナ禍における経済面での影響を最小限にとどめるため、さらには経営が持続的に営むための経済支援策等の要望がありました。今が踏ん張りどころという思いで、国・県の緊急経済対策、木城町独自の支援策を適宜適切に講じていくことを申し上げました。

午後、株式会社新生工業の芥田社長が来庁され、宮崎県の未来成長企業に認定されたことを受賞報告がありました。新生工業は、レーザー加工機やUVプリンターを使って大新産業のカメラ部品、修電舎の配電BOX、宮崎日機装の航空機部品の塗装等を行っている企業であります。県内経済のさらなる発展と市町村の地域の経済を牽引することが期待される企業を認定するものでありまして、木城町に本社を置く企業では初めての認定企業となります。

次に、20日であります。公選制から首長の任命制に変わりました農業委員であります、6月議会で同意をいただきました7名の農業委員の任命式を執り行いました。

その後、初総会が開催されましたので、木城町のリーダーとして、またお世話役として農業振興にご尽力いただきたいことと、農地等の利用の最適化の推進を強力に進めていただきたいと期待の挨拶をいたしました。

なお、委員の互選により、会長に後藤ミホ氏、副会長に久保一美氏がそれぞれ選任されています。

次に、21日ですが、宮崎県道路利用者協議会ほか3件の総会に出席をいたしました。長期安定的に道路整備管理が進められるように、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算の確保及び獲得のための活動を行っていくことを確認いたしました。

そして、このことを受けて、特にコロナ禍収束後の物流・観光などの経済復興のための道路整備と、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策の継続及び対象事業の拡充を求める決議をいたしました。

なお、道路愛護運動推進協議会総会において、木城町の赤とんぼ代表、森さち子さんが宮崎県道路愛護運動推進協議会長表彰を受賞されました。20年以上の長きにわたって地道に、ただひたすらに県道の花植栽と除草などの美化活動をなされてきたことに対する活動が認められたものです。さらに、8月10日には、長年の道路愛護及び美化保全等に尽力されたご功績に対し、公益社団法人日本道路協会から道路功労者表彰を受賞されております。

次に、22日ですが、第4回木城町臨時会を開催させていただきました。政府の第2次補正で内示をいただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金8,679万7,000円を主な原資とする事業継続や雇用維持等の対策、及び新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等の事業に対する2議案のご審議をいただき、上程どおり可決をいただきました。

次に、23日ですが、高鍋町で県内23例目となる新型コロナウイルス感染症が確認されましたので、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。隣町であり、密接な生活圏でもありますので、情報収集と感染症拡大防止について協議をいたしました。その後、高鍋町内のスナックが県内で初めてのクラスター発生となったところです。

次に、25日ですが、木城町で初感染となる2名の新型コロナウイルス感染症が確認されましたので、感染症対策会議を開催いたしました。このことを受けて、26日、27日にコスモス通信で「町長メッセージ」を行いました。

3ページをお開きください。

次に、26日の午後3時から、県と西都児湯地域がコロナ禍対策の足並みを揃えるため、新型コロナウイルス感染症対応の県知事と西都児湯地域首長とのWeb会議を開催いたしました。各

自治体の現状を踏まえた上で、県に対して要望を行いました。特に、可能な限りの素早い情報提供と感染拡大緊急警報地域に県職員と市町村職員の相互派遣を提案させていただきました。

併せて、休業要請と協力金をセットで対応していただいたことへのお礼を申し上げたところがあります。

さらに、30日には、宮崎県と26市町村とのWeb会議が開催され、感染拡大緊急警報下における休業要請等について、知事と意見交換をいたしました。

次に、29日でございますが、第36回木城町肉牛枝肉共励会を開催予定でありましたが、西都児湯地域に新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大緊急警報発令中でもあり、表彰式及び反省会につきましては延期をいたしております。

次に、31日でございます。コロナ禍の影響で「全国小さくても輝く自治体フォーラムの会」の理事会をZoom会議で行いました。会長及び理事の選任、及び高知県大川村で開催予定の総会等について、協議をいたしました。

役員人事では、会長に藤沢直広、前滋賀県日野町長。副会長に松岡市郎、北海道東川町長。同じく小坂泰久、千葉県酒々井町長。理事に横前明、長野県泰阜村村長。同じく和田知士、高知県大川村村長。同じく菊池一春、北海道訓子府町長。同じく黒吉八郎、群馬県上野村村長。理事及び監事に佐川正一郎、福島県矢祭町町長と、私という役員構成になり、総会で承認を得ることになります。

総会につきましては、10月2日にZoom会議形式で行うことを決定いたしました。

次に、8月3日でございます。木城町2人目の地域おこし協力隊員として田中花乃さんを任命いたしました。兵庫県西宮出身で、宮崎県に3年前から滞在されており、木城町の地域おこし協力隊員として、木城町の自然・風土・食・観光などの資源に磨きをかけていただいて、幅広く発信していただくことになりました。任期は3年間です。

同日、池田順一様、神田直人様からホオズキの贈呈を受けました。魔よけ、無病息災の効果があるというホオズキを役場、リバリス、保育園等に配布させていただきました。コロナ禍の重たい気持ちを吹き飛ばすような心持ちにさせてくれています。

次に、4日でございます。令和元年度の一般会計と5つの特別会計の決算審査報告を受けました。監査委員からは、「財政も健全に運営され黒字決算であり、歳入を増やす施策の検討や歳出の見直しを継続していただきたい」という講評があった一方で、「事務処理にミスが散見されるので、書類等の十分な確認と適正な執行に努めていただきたい」との指摘がありました。改めまして、職員には機会を捉えて指導をしてまいります。

決算審査の詳細につきましては、今議会に決算審査意見書が提出されていますので、省かせていただきます。

次に、15日に予定をしておりました、敗戦から75年という節目の木城町戦没者供養祭であります。感染拡大緊急警報発令中のため、昨年夏の供養祭、4月の戦没者慰霊祭に続き、英霊の供養を苦渋の判断の上、中止をいたしました。

次に、16日でございますが、河野知事の自粛要請の解除と警戒レベル変更に伴いまして、新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。休業要請期間は、7月30日から8月16日まで、7月26日から発出されておりました警戒レベル3は、8月17日から警戒レベル2となりましたが、引き続き緊張感を持って、しっかりとコロナ禍対策を講じていくことを確認いたしました。

次に、20日でございますが、宮崎市佐土原町の株式会社二葉技建様から、新型コロナウイルス感染症予防対策に役立ててほしいということで、フェースシールド100枚の贈呈を受けました。在庫がありませんので、当分の間は福祉保健課において在庫管理をしておきたいと考えております。

次に、21日でございますが、宮崎県治山林道協会の山村集落リフレッシュ事業に下鶴地区が採択され、活動支援金40万円が贈呈をされました。

また、みどりの文庫事業については、のゆり幼稚園が採択をされています。この事業は、治山林道協会の公益事業の一環で、山村集落の活性化事業に支援をするというものです。これまで6地区が採択をされています。

次に、28日でございますが、宮崎河川国道事務所の金納所長が来庁され、小丸川水系の河川及び治水対策について説明を受けました。気候変動の影響が顕在化してきており、激甚化・頻発化する水災害、そのうちの1つとして、氾濫危険水位を超過する河川が2014年と比較すると、約5倍になっているそうであります。

そこで、河川管理者等の取組だけではなく、集水域から氾濫域の関係者や住民が一緒になって取り組んでいくために、流域治水への取組を今後していくことの報告を受けました。水災害のリスクの増大に備えるためには、あらゆる関係者が流域全体で取り組む流域治水の重要性を再認識いたしました。

次に、31日でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る県知事と市町村長首長とのWeb会議が行われました。9月1日にレベル3の感染拡大緊急警報を解除し、レベル2の特別警報とすることの報告がありました。その上で、感染拡大の防止と社会経済活動の維持・再生のバランスを図っていくために、市町村とのさらなる連携をしていくことになりました。

そして、毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」と定められましたので、9月1日には、新型コロナウイルス感染症防止のガイドラインが守られているかなどの確認のため、町内3店舗の一斉点検を行ったところであります。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第3号及び報告第4号について、ご報告させていただきます。

初めに、報告第3号。報告第3号は、令和元年度健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

実質公債費率は4.3%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため、算定されません。

また、将来負担比率も将来負担額を充当可能財源等が上回るため、算定をされていません。

次に、報告第4号。報告第4号は、令和元年度資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

木城町簡易水道事業特別会計並びに木城町下水道事業特別会計とも資金不足はありません。

以上で、町長の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 町長の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 議案第52号

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

日程第9. 議案第57号

日程第10. 議案第58号

日程第11. 議案第59号

日程第12. 議案第60号

日程第13. 議案第61号

日程第14. 議案第62号

日程第15. 議案第63号

日程第16. 議案第64号

日程第17. 議案第65号

日程第18. 議案第66号

日程第19. 議案第67号

日程第20. 議案第68号

日程第21. 議案第69号

日程第22. 議案第70号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第4、議案第52号から日程第22、議案第70号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。ただいま上程をいただきました議案第52号から議案第70号に至る19議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第52号。議案第52号は、令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、別紙の令和元年度決算説明資料により説明をさせていただきます。

それでは、令和元年度決算説明資料の1ページを御覧ください。令和元年度決算説明資料です。

現在、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の甚大な影響により、休業者の大幅増などによる雇用情勢の悪化、新興国を含めた海外経済全体の減速、また製造業のみならずサービス業においても広く影響を受け、極めて厳しい状況にあります。

九州地域においても、感染症の影響により、鉱工業生産の減少、個人消費の急速な減少、雇用情勢の弱含みなど、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。

本町におきましても、感染症の影響を受ける中、感染予防対策の強化、町内事業者等の事業継続及び雇用の維持等の緊急支援、プレミアム商品券発行などの地域振興策、避難所運営における物資調達等の感染症対策など、コロナ禍の影響に伴う感染症対策と緊急経済対策事業を講じています。

さて、一般会計決算につきましては、令和元年度も収支の均衡は取れましたが、大規模償却資産税を柱とする固定資産税などの町税の減少や社会保障費の増加など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、ふるさと納税などの歳入の確保や歳出の見直しを行い、住民ニーズに適切に対応した福祉向上と地域活性化、教育の充実、農林業活性化などを図りながら、行財政運営を進めてきたところであります。

そこで、令和元年度の当初予算額は38億8,200万円でしたが、補正予算等を含めました最終予算額は49億3,091万9,000円となり、前年度予算額45億9,282万6,000円と比較しますと、7.4%増の予算規模となりました。

この予算に対し、決算額は、歳入49億2,405万6,000円、歳出46億1,804万3,000円で、翌年度に繰越しすべき財源1億208万5,000円を差し引いた実質収支額は

2億392万8,000円となりました。

なお、歳入歳出の状況につきましては、令和元年度決算説明資料の2ページから9ページのとおりであります。

次に、議案第53号。議案第53号は、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度決算説明資料の10ページ及び11ページを御覧ください。

令和元年度決算額は、歳入6億5,704万3,000円、歳出6億4,701万3,000円で、差引き1,003万円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、県支出金4億3,140万5,000円で65.7%、国民健康保険税1億3,018万9,000円で19.8%、繰入金6,818万9,000円で10.4%の順となっています。

歳出の主なものは、保険給付費4億1,441万3,000円で64.1%、国民健康保険事業費給付金1億9,073万3,000円で29.4%、総務費2,384万4,000円で3.7%の順となっています。

次に、議案第54号。議案第54号は、令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度決算説明資料の12ページ及び13ページを御覧ください。

令和元年度決算額は、歳入1億4,855万9,000円、歳出1億2,320万円で、差引き2,535万9,000円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料8,475万8,000円で57.1%、繰入金4,462万7,000円で30%の順となっています。

歳出は、簡易水道費1億255万3,000円で83.2%、公債費2,064万7,000円で16.8%となっています。

次に、議案第55号。議案第55号は、令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度決算説明資料の14ページ及び15ページを御覧ください。

令和元年度決算額は、歳入2億3,427万2,000円、歳出2億1,811万9,000円で、差引き1,615万3,000円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、繰入金1億7,609万7,000円で75.2%、使用料及び手数料3,192万6,000円で13.6%の順となっています。

歳出は、公債費1億1,369万4,000円で52.1%、公共下水道費1億442万5,000円で47.9%となっています。

次に、議案第56号。議案第56号は、令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度決算説明資料の16ページから18ページを御覧ください。

初めに、令和元年度保険事業勘定の決算額は、歳入7億649万4,000円、歳出6億9,033万7,000円で、差引き1,615万7,000円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金1億9,149万3,000円で27.1%、支払基金交付金1億6,531万7,000円で23.4%、繰入金1億3,457万8,000円で19.1%の順となっています。

歳出の主なものは、保険給付費5億8,919万7,000円で85.4%、地域支援事業費4,694万7,000円で6.8%の順となっています。

次に、サービス事業勘定の決算額は、歳入1,389万9,000円、歳出1,136万8,000円で、差引き253万1,000円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、繰入金795万1,000円で57.2%、サービス収入399万円で28.7%の順となっています。

歳出の主なものは、サービス事業費704万円で61.9%、総務管理費237万円で20.9%の順となっています。

次に、議案第57号。議案第57号は、令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度決算説明資料の19ページ及び20ページを御覧ください。

令和元年度決算額は、歳入7,538万3,000円、歳出7,477万円で、差引き61万3,000円の実質収支額となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4,044万5,000円で53.7%、繰入金3,363万9,000円で44.6%の順となっています。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6,604万3,000円で88.3%、総務費744万1,000円で10%の順となっています。

次に、議案第58号。議案第58号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和2年度木城町一般会計補正予算（第5号）であります。

感染拡大緊急警報下において、宮崎県が接待等を伴う飲食店等に休業要請を発令し、その協力金と木城町が行う応援金について、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第5号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、予算の

総額をそれぞれ5億4,542万5,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額42万5,000円であります。

歳出は、商工費増額305万3,000円、予備費減額262万8,000円であります。

次に、議案第59号。議案第59号は、木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてであります。

平成29年6月の地方自治法等の一部改正により、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しが行われ、町長等が住民訴訟により損害賠償責任を負う場合に、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、職責に応じて一定額を超える部分を免除することができることとされたことから、本条例の制定を行うものであります。

次に、議案第60号。議案第60号は、木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和元年10月より試験的に運行していました乗合タクシー「あおぼと号」を令和2年10月1日から本格運行に移行いたします。

これに伴いまして、令和元年10月以降休止をしておりました中之又線を廃止するために、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号。議案第61号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の改正により、マイナンバー通知カードの廃止は決定されておりましたが、施行日に関しましては政令で定めることになっていました。

政令により、本年5月25日からの施行になり、マイナンバー通知カードの再発行ができなくなりましたので、手数料徴収条例の別表第1から通知カード再交付手数料1枚につき500円を削除するものであります。

併せまして、住民基本台帳カードの交付手数料1件につき500円も、今回の条例改正において別表第1から削除するものであります。

次に、議案第62号。議案第62号は、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、令和元年10月から施行されています3歳児以上の保育料無償化の根拠法令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の経過措置期間が「施行の日から起算して1年を超えない期間」となっていることから、本条例に幼児教育・保育の無償化に伴う新たな運営基準を追加するものであります。

次に、議案第63号。議案第63号は、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準による用語の整理として、本条例内の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものであります。

次に、議案第64号。議案第64号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

補正予算（第6号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,057万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ57億3,600万円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額484万円、県支出金増額1,785万1,000円、寄附金増額3億2,000万円、繰入金増額1,155万3,000円、繰越金増額3,168万1,000円、諸収入増額465万円であります。

歳出の主なものは、総務費増額2億7,019万3,000円、民生費増額1,612万3,000円、農林水産業費増額1,110万7,000円、商工費増額3,326万7,000円、消防費増額6,283万2,000円、土木費減額444万9,000円等であります。

次に、議案第65号。議案第65号は、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ256万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億286万5,000円にするものであります。

歳入は、国庫支出金増額443万6,000円、県支出金増額465万7,000円、繰入金増額999万9,000円、国民健康保険税減額1,247万5,000円、繰越金減額405万2,000円であります。

歳出は、保険給付費増額170万円、諸支出金増額96万3,000円、予備費減額9万8,000円であります。

次に、議案第66号。議案第66号は、令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,454万円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億2,954万円にするものであります。

歳入は、繰越金増額2,394万円、繰入金減額700万円、町債減額240万円であります。

歳出は、簡易水道費増額1,443万5,000円、予備費増額10万5,000円であります。

次に、議案第67号。議案第67号は、令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ58万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億828万2,000円にするものであります。

歳入は、繰越金増額1,418万3,000円、繰入金減額1,120万円、町債減額240万円であります。

歳出は、公共下水道費増額57万円、予備費増額1万3,000円であります。

次に、議案第68号。議案第68号は、令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、保険事業勘定については、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億5,592万7,000円に、サービス事業勘定については、予算の総額に歳入歳出それぞれ328万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,805万9,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入は、支払基金交付金増額182万6,000円、繰入金増額1,294万5,000円、繰越金増額1,615万6,000円であります。

歳出の主なものは、総務費増額112万8,000円、諸支出金増額3,141万4,000円等であります。

サービス事業勘定の歳入は、繰入金増額35万2,000円、繰越金増額252万9,000円、諸収入増額40万円あります。

歳出は、サービス事業費増額40万円、総務管理費増額35万2,000円、諸支出金増額253万円、予備費減額1,000円あります。

次に、議案第69号。議案第69号は、令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,800万7,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額7,000円あります。

歳出は、総務費増額7,000円あります。

最後に、議案第70号。議案第70号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

教育委員会教育長であります恵利修二氏の任期が令和2年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き恵利修二氏を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3か年間あります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、認定、承認、可決、同意をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第23. 決算審査報告

○議長（神田 直人） 日程第23、決算審査報告を行います。

令和元年度の一般会計及び特別会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） 令和元年度木城町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

木城町定額資金運用基金の運用状況調書審査意見書の報告をいたします。

2ページを御覧ください。

審査の結果、令和元年度一般会計及び特別会計の決算状況は、下記のとおりであります。関係諸帳簿及び証拠書類を照合した結果、決算計数について正確であることを確認しました。

全会計決算状況、歳入総額67億5,970万5,864円、この内訳は、一般会計49億2,405万5,580円、特別会計18億3,565万284円、歳出総額63億8,285万134円、この内訳は、一般会計46億1,804万2,615円、特別会計17億6,480万7,519円となっております。

3ページを御覧ください。

令和元年度の一般会計決算収支状況は、上の表のとおりでございます。

歳入総額は49億2,405万6,000円で、前年度と比べ4億1,997万3,000円の増、歳出総額は46億1,804万3,000円で、前年度と比べ3億4,989万4,000円の増でありました。

歳入歳出差引は3億601万3,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1億208万5,000円を差し引いた実質収支は2億392万8,000円であります。この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2,252万1,000円となっております。

4ページを御覧ください。

令和元年度歳入決算は、上記のとおりであります。

歳入総額は49億2,405万6,000円で、前年度と比べ4億1,997万3,000円の増であります。調定額に対する収入率は99.8%でございました。

主な対前年度増減額は、寄附金2億659万4,000円のプラス、国庫支出金1億5,870万円のプラス、町税1億3,230万2,000円のマイナスでございました。

5ページを御覧ください。

令和元年度の自主財源と依存財源の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

財源の構成比を見ると、自主財源は60.6%、国、県依存財源は24.0%、その他は

15.4%でありました。自主財源については、町税、固定資産税の減があり、対前年度増減率は1.5%の減でありました。国、県依存財源は24.7%の増で、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金等が増加しました。その他では、寄附金が50.5%の増加でありました。全体の対前年度増減率は9.3%の増でありました。

6ページを御覧ください。

令和元年度の町税収納額の推移は、上表のとおりであります。

調定額に対する収納率は99.8%となっております。収入未済額は453万5,000円であり、前年度の383万2,000円から70万3,000円の増であります。不納欠損額はゼロであります。主な町税収納額の推移は、前年度と比べ、固定資産税は1億1,850万6,000円の減、町民税は1,452万3,000円の減となっております。

7ページを御覧ください。

町税の不納欠損内訳及び推移は、上表のとおりでございます。

令和元年度は、不納欠損は行っておりません。

令和元年度の地方交付税額の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

地方交付税は1億4,118万3,000円で、前年度と比べ3,866万9,000円の増でありました。歳入総額の2.9%を占めております。

8ページを御覧ください。

令和元年度に分担金及び負担金の収入状況は、上表のとおりでございます。

児童福祉費負担金、これは保育料について、昨年度に引き続き完納されております。

それから、令和元年度使用料及び手数料の収入状況は、上表のとおりであります。

収入未済額は374万円、前年度は378万1,000円で、4万1,000円の減でありました。主なものは、総務使用料、インターネット使用料11万9,000円、対前年度2万9,000円の減となっております。

それから、住宅使用料356万2,000円、対前年度1万2,000円の減であります。

今後も滞納者5名に対する厳正な処理、情報提供など、収入未済額解消に努力されたい。

それから、9ページをお願いします。

元年度の町債発行及び償還状況は、上表のとおりでございます。

町債発行額は5,160万円であり、年度末現在高元金10億5,276万6,000円でありました。町人口5,114名の1人当たりの負担額は20万6,000円となっております。

それから、令和元年度の収入未済額の状況は、上表のとおりであります。

収入未済額は1,052万4,000円であり、前年度と比べ1億2,460万1,000円の減であります。

主な対前年度増減は、県支出金、マイナス7,084万6,000円、これは林道災害復旧費補助金等、それから国庫支出金、マイナス3,885万8,000円、これは公共土木施設災害復旧費負担金。町債、マイナス1,590万円となっております。

それから、10ページをお願いします。

令和元年度の歳出決算は、上表のとおりでございます。

歳出予算額は49億3,091万9,000円で、前年度と比べ3億3,809万3,000円の増であります。支出済額は46億1,804万3,000円で、前年度と比べ3億4,989万4,000円の増であります。

民生費2億896万7,000円の増であります。これは児童福祉費の児童措置費等であります。それから、農林水産業費6,011万7,000円の増は、補助土地改良事業等であります。災害復旧費4,747万円の増は、公共土木施設災害復旧費等であります。教育費の7,627万1,000円の減は、義務教育学校校舎建設基本設計業務等であります。

それから、11ページお願いします。

令和元年度の性質別歳出の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

義務的経費は構成比で見ると、32.7%、前年度と比べ3.0%の減であります。投資的経費については12.8%であり、前年度と比べ3.3%の増でありました。

それから、12ページをお願いします。

公債費の状況は、令和元年度公債費支出額2億76万9,041円、前年度と比べマイナス1,321万2,875円となっております。

それから、予備費の充用状況、予備費の充用は2件で、充用総額は84万2,000円でありました。そのうち1件の事由は、予算計上漏れであり、これは適正な事務執行を望むところでございます。

それから、予算の流用については、上表のとおりでございます。

予算の流用は14件で、流用総額は307万6,000円でありました。

総務費の41万円は、参議院選挙に関わる備品購入等であります。民生費220万6,000円は、更生医療費等であります。予測のつかない事案、緊急性のある場合で、やむを得ないと考えております。今後も計画的に適正な事務執行を望むところでございます。

13ページをお願いします。

令和元年度の補助金交付の状況は、上表のとおりでございます。

財政援助団体等補助金総額5億1,587万2,000円で、前年度と比べ1億9,068万2,000円の増でありました。

主な要因は、交付区分Aの補助金1,086万3,000円の増、これは企業立地奨励補助金等

でございます。交付区分Bの補助金2億145万8,000円の増、これは認定こども園施設設備交付金事業補助金等であります。

それから、令和元年度の委託料内訳は、上表のとおりでございます。

委託料決算額は6億7,578万6,000円で、前年度と比べ1,901万8,000円の増であります。委託区分B715万6,000円の増、これは防災・安全社会資本整備交付金事業等であります。委託区分Cは3,376万7,000円の増、これは児童措置費等でございます。

それから、食糧費に関しては、令和元年度に支出された一般会計における食糧費の支出額は158万3,000円でありました。食糧費の支出については、各課の詳細な報告を求め、その内容は、各種総会等に伴う懇親会負担金、行事会議等でのお茶、その他お土産等で、行政事務執行上、必要な支出であったことを認めました。

それから、14ページをお願いします。

決算統計資料に基づく財政指標の移行、これは実質収支比率、経常収支比率、財政力指数、公債費比率、標準財政規模、これは後で説明します。

それから、下の郡・県平均との比較、これも木城、それから郡内、県内の数字が出ております。今のところ数字が一番いいと思います。

この内訳は、実質収支比率、地方公共団体の決算時、純剰余金または純損失を意味する実質収支額の標準財政規模に対する比率であります。令和元年度の実質収支比率は7.9%となっており、前年度と比べ1ポイントの増となった。地方公共団体の財政規模と経済状況等によって、一概には言えないが、3%から5%程度が適正な範囲とされているが、5%を超えるものは剰余金が多く発生している状態を表しております。

それから、経常収支比率、財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であります。人件費、扶助費、公債費等の安易に縮減することのできない経常的経費に、税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを示す比率であります。その比率が低いほど財政の弾力性は大きく、高いほど財政の硬直化が進んでいると言えます。令和元年度は81.2%で、前年度と比べ1.5ポイントの増となっております。かつては70%から80%程度が望ましいとされていましたが、少子高齢化、経済の低迷等の社会現象の影響により、高止まりする傾向であります。

それから、財政力指数、財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値であります。令和元年度の指数は0.969で、前年度より0.013ポイントの減でありました。1.0を下回ると、地方交付税交付金が支給される交付団体となっております。

それから、公債費比率、公債費比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指

標の1つで、公債費の一般財源に占める割合であり、10%を超えないことが望ましいとされており、令和元年度の公債費比率は0.1%で、前年度より0.2ポイントの減でありました。

標準財政規模、これは地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、おおむね町税、地方譲与税、各種交付金、普通交付税、臨時財政対策債の合計と等しい。この数値が大きいほど財政力が強いと見ることができます。

今までは一般会計の報告です。

次は、特別会計で、15ページをお願いします。

令和元年度国民健康保険事業特別会計の決算状況は、上表のとおりです。

歳入総額6億5,704万3,000円、歳出総額6億4,701万3,000円、歳入歳出差額1,003万円となっております。単年度収支はマイナス3,482万5,000円となっております。歳入は前年度に比べ3,475万円の減、歳出は7万4,000円の増となっており、単年度収支は昨年度と比べ1,982万1,000円の減となっております。

16ページをお願いします。

令和元年度の歳入決算は、上表のとおりでございます。

歳入総額は6億5,704万3,000円で、前年度と比べ3,475万円の減となっております。

主な対前年度増減は、繰越金、マイナス3,800万4,000円、県支出金355万7,000円でありました。

それから、17ページをお願いします。

令和元年度主要財源の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

運営主体が県であるので、65.7%が県支出金となっております。

それから、令和元年度国民健康保険税収納状況は、上表のとおりであります。

収入済額は1億3,018万9,000円で、前年度と比べ345万8,000円の増となっております。

対調定収納率は96.0%で、前年度と比べ少し下がっております。収入未済額は、前年度と比べ98万2,000円の増となっております。

18ページをお願いします。

令和元年度国民健康保険税の不納欠損内訳及び推移は、上表のとおりであります。

令和元年度の不納欠損は1名で、17万6,200円となっております。昨年度と比べ17万1,100円の増となっております。今後も、適切な対応をお願いしたいところでございます。

それから、19ページをお願いします。

令和元年度の歳出決算は、歳出総額は6億4,701万3,000円で、前年度と比べ7万

4,000円の増となっております。

主な対前年度増減は、国民健康保険事業費納付金1,604万6,000円、諸支出金、マイナス1,485万円となっております。

それから、20ページをお願いします。

令和元年度保険給付費内訳及び推移は、上表のとおりでございます。

保険給付費合計は、対前年度増減率0.2%の増で、4億1,441万3,000円であります。

出産育児諸費は、前年度増減率66.7%増で、210万1,000円、葬祭諸費は、前年度増減率44.4%の増で、39万円となっております。

令和元年度の被保険者及び世帯数の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

後期高齢者医療保険への移行及び人口減少に伴い、被保険者数及び世帯数も年々減少している傾向であります。

21ページをお願いします。

令和元年度簡易水道事業特別会計の決算収支状況は、上表のとおりでございます。

歳入総額は1億4,855万9,000円で、前年度と比べ2,116万2,000円の増となっております。歳出総額は1億2,320万円で、前年度と比べ17万6,000円の減であります。実質収支は2,535万9,000円ありますが、昨年度決算において、事務処理の関係で前年度実質収支がマイナス633万7,000円のマイナス収支となっております。よって、単年度収支は3,169万6,000円となっております。

それから、22ページを御覧ください。

歳入決算について、歳入総額は1億4,855万9,000円で、前年度と比べ2,116万2,000円の増となっております。

主な対前年度増減は、繰入金2,058万円であります。収入未済額は57万9,000円で、水道使用料及び督促手数料であります。

それから、23ページをお願いします。

令和元年度の主要財源の状況及び推移は、上表のとおりであります。

使用料及び手数料は8,475万8,000円で、前年度と比べ68万円の減となっております。繰入金4,462万7,000円のうち、2,000万円は基金繰入となっております。

水道使用料収納状況は、次のとおりです。

収入未済件数は、現年度分は16件、滞納繰越分は当初209件で、10件の徴収を行い、決算時199件となっております。よって、翌年度の滞納繰越分件数は215件で、昨年度より微増しています。さらなる滞納減少に努力をお願いしたいと思います。

それから、24ページをお願いします。

令和元年度の町債発行及び償還状況は、上表のとおりでございます。

令和元年度は800万円の町債を発行しています。元金の年度末現在額は2億926万4,000円で、前年度と比べ867万3,000円の減であります。元利償還額は2,064万7,000円のうち、利息は397万5,000円でございます。

それから、令和元年度水道加入者及び世帯数の状況及び推移は、加入者数は前年度と比べ88名の減、加入世帯数は28戸の減でありました。

それから、25ページをお願いします。

歳出決算については、歳出総額は1億2,320万円で、前年度と比べ17万6,000円の減となっております。主な対前年度増減は、公債費、マイナス593万9,000円、水道建設費306万1,000円でございます。

26ページをお願いします。

これからは下水道事業特別会計になります。

令和元年度の下水道特別会計の決算収支状況は、上表のとおりであります。

歳入総額は2億3,427万2,000円、歳出総額2億1,811万9,000円であります。前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,089万9,000円となっております。下水道財政調整基金を4,900万円取り崩しており、実質単年度収支はマイナス3,788万円となっております。

27ページを御覧ください。

歳入決算は、上表のとおりでございます。

歳入総額は2億3,427万2,000円で、前年度と比べ3,450万3,000円の増となっております。主な前年度増減は、繰入金2,922万7,000円、国庫支出金2,000万円、繰越金マイナス1,336万1,000円となっております。

28ページをお願いします。

令和元年度主要財源の状況及び推移は、上表のとおりであります。

主な財源は繰入金で、一般会計から1億2,709万7,000円が構成比54.3%、基金から4,900万円で、構成比20.9%、使用料及び手数料は3,192万6,000円で、構成比13.6%でございます。

それから、次が下水道使用料収納状況は、上表のとおりであります。

収入済額は3,191万3,000円で、収入未済額は11万円で、昨年度より微増しております。

それから、町債発行及び償還状況は、上表のとおりでございます。

元利償還額は1億1,369万4,000円で、そのうち償還利息は2,763万2,000円で

あります。元金の年度末現在高は13億4,007万3,000円となっております。

29ページをお願いします。

令和元年度の歳出決算は、上表のとおりでございます。

歳出総額は2億1,811万9,000円で、前年度と比べ2,360万4,000円の増となっております。主な対前年度増減は、下水道建設費4,375万4,000円、財政調整基金、マイナス1,702万2,000円となっております。

それから、令和元年度の下水道加入者の状況及び推移は、加入人口は減少しているが、人口減少による加入率は上がっております。

次が介護保険特別会計となります。30ページです。

令和元年度の介護保険特別会計保健事業の決算収支状況は、上表のとおりでございます。

歳入総額は7億649万4,000円、歳出総額は6億9,033万7,000円であり、実質収支は1,615万7,000円でございます。

31ページをお願いします。

歳入決算については、歳入総額は7億649万4,000円で、前年度と比べ1,135万円の減であります。主な対前年度増減は、繰入金、マイナス1,371万5,000円、支払基金交付金、マイナス575万2,000円、介護保険料、マイナス433万円であります。

それから、32ページをお願いします。

令和元年度の主要財源の状況及び推移は、上表のとおりでございます。

主な主要財源は、国庫支出金と支払基金交付金で、約50%を占めております。一般会計からの繰入金は1億2,457万8,000円となっているが、前年度と比べ371万5,000円の減でありました。

それから、介護保険料収納状況は、上表のとおりでございます。

現年度の特別徴収は公的年金からの天引き納付であるため、対調定収納率は100%でございます。収入未済額は不納欠損を行っているが、増加傾向であり、特段の努力をお願いしたいと思います。

介護保険料の不納欠損内訳及び推移は、上表のとおりとなっております。

令和元年度の不納欠損額は33万4,000円となっております。

33ページをお願いします。

歳出決算は、上表のとおりでございます。

歳出総額は6億9,033万7,000円で、前年度と比べ1,129万4,000円の減であります。主な対前年度増減は、保険給付費、マイナス1,136万8,000円、地域支援事業費467万円、諸支出金372万7,000円でございます。

34ページをお願いします。

令和元年度の保険給付費内訳及び推移は、上表のとおりでございます。

要介護1から5の認定者が利用したサービスの費用である介護サービス等諸費は5億3,172万7,000円でございます。前年度と比べ905万7,000円の減でありました。

介護予防サービス等諸費は、要支援者1と2の認定者が利用したサービスの費用であります。

特定入所者介護サービス等費は、介護施設に入所している低所得者の食費・住居費軽減分の補填費用であります。

被保険者及び世帯数の状況及び推移は、上表のとおりであります。

被保険者は1,834名で、前年度と比べ25人の増でありました。被保険者の世帯比率は57.2%でございます。

次が35ページ、令和元年度介護保険特別会計サービス事業の決算収支状況は、上表のとおりでございます。

歳入総額1,389万9,000円、歳出総額1,136万8,000円で、実質収支は253万1,000円、単年度収支57万3,000円でありました。

36ページを御覧ください。

歳入決算は、上表のとおりでございます。

歳入総額1,389万9,000円で、前年度と比べ308万2,000円の増となっております。主な対前年度増減は、繰入金160万9,000円、サービス収入77万6,000円となっております。

37ページをお願いします。

歳出決算は、上表のとおりでございます。

歳出総額1,136万8,000円で、前年度と比べ250万9,000円の増でありました。主な対前年度増減は、諸支出金160万9,000円、サービス事業126万3,000円でありました。

要支援・要介護認定者の数字は、数字を御覧ください。あまり変わっておりません。

それから、次が38ページ、令和元年度後期高齢者医療特別会計の決算収支状況は、上表のとおりでございます。

歳入総額は7,538万3,000円で、歳出総額は7,477万円でございます。実質収支は61万3,000円でございます。

39ページを御覧ください。

令和元年度の歳入決算は、上表のとおりでございます。

歳入総額は7,538万3,000円で、前年度と比べ185万4,000円の増でありました。

主な対前年度増減は、後期高齢者医療保険料は350万4,000円、繰入金はマイナス215万9,000円であります。

40ページをお願いします。

令和元年度後期高齢者医療保険料収納状況は、上表のとおりでございます。

現年度分の特別徴収は、公的年金からの天引き徴収であるので、対調定収納率は100%であります。収入未済額は26万7,000円で、前年度より収納率が上がっております。

被保険者数の状況及び推移は、町人口に対する割合は19.1%となっております。

41ページをお願いします。

令和元年度歳出決算は、上表のとおりでございます。

歳出総額7,477万円で、前年度と比べ252万3,000円の増となっております。主な対前年度増減は、後期高齢者医療広域連合納付金266万4,000円、総務費、マイナス63万1,000円でございます。

これで特別会計の報告を終わります。

次が42ページ、財産管理。公有財産、土地・建物の状況、山林の状況、これらの数値を御覧ください。

それから、次が有価証券及び出資による権利、30年度と令和元年度、同じ数値となっております。

それから、43ページをお願いします。

物品については、備品台帳システムを導入し、台帳管理からシステム管理に移行され、適切な処理がなされています。なお、消耗品については、会計課で一括管理され、経費削減につながっております。また、公用車及び各種事務機械についても、事務効率、住民福祉の向上に大きく役立っています。今後も保全管理、事故防止等、十分注意して活用されたい。

それから、債権、増減高及び年度末の現在高は、次のとおりでございます。

債権の状況で、一ツ瀬土地改良事業貸付金、これがマイナス3,367万6,240円で、令和元年度末現在高はゼロとなっております。

それから、基金、地方自治法第241条第1項前段、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で次の基金を設け運用しているが、いずれも法令、条例に基づき、適正な管理がなされていることを認めました。各基金の令和元年度末現在高は、下記のとおりでございます。令和元年度の基金の総額は、前年度と比べ8,578万円の増であります。主なものに公共施設等整備基金1億2,167万4,000円、こども未来基金1億円、災害対策基金4,125万1,000円、また森林環境整備基金も新設されております。

44ページ、利子・配当金の財産の状況です。

令和元年度の基金利子及び株券等配当金の状況は、上表のとおりでございます。

基金利子及び株券等配当金の合計1,500万円で、前年度と比べ452万4,000円の増となっております。長期超低金利時代の中、努力された結果、数値的には大変だったろうと思いますが、452万4,000円の増となっております。引き続き慎重に法令、条例に基づいた運用、公共債に取組、努力していただきたいと思っております。

45ページをお願いします。

定額資金運用基金の運用状況調査意見書、審査の実施内容は、審査に付された調書について、その計数の正確性及び基金の運用状況の妥当性を検証するため、審査の着眼点に沿って、審査を行いました。

審査の結果及び意見、地方自治法第241条第1項後段、定額の資金を運用するための基金が4つ設立されており、いずれも法令条例に基づいた運用がなされ、計数及び証拠書類等、合致して正確であることを認め、基金の運用状況については、下記のとおりでございます。これは数値を御覧ください。

それから、46ページの講評となります。

令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産管理状況について審査した結果、それぞれの予算は、その目的に沿って効率的に執行され、おおむね所期の目的を果たしているものと認めました。また、各会計決算及び基金とともに、計数に誤りはなく、関係諸帳票証拠書類も整備されていることを認めました。

2020年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され、現在も世界中で感染が拡大しております。生産活動の減少、人の往来の停止など、経済活動が停滞し、いまだ収束が見られず、長期になる見込みで「新しい生活様式」の実践や業種別ガイドラインに基づく営業、リモートワークなど、経済活動の根底からの見直しが必要となっております。

日本銀行は、コロナ禍の中、金融面から景気回復の妨げにならぬよう、目標として掲げていた「2%インフレ」の達成を事実上、棚上げにしたが、消費者はコロナ禍だけでなく、10%引き上げられた消費税の影響を被っており、経済成長率の見込みをマイナス5.7%からマイナス4.5%に引上げ、回復は鈍くなると見られております。

そのような中に、地球温暖化による異常気象、近年の台風、水害、地震等は容赦なく、数十年に一度の豪雨が頻繁に発生している状況で、これまでの防災の常識は通用せず、脆弱な地方に追い打ちをかけております。本町においても、町民の不安や負担を軽減するためにも、災害時応援協定の協力内容を再確認していただくなど、万全を期して、防災に努めていただきたい。

本町の令和元年度決算において、固定資産税の減少、民生費の児童措置費や介護保険事業の介護給付費及び地域支援事業費が増加、経常収支比率が81.2%で、前年度と比較し1.5ポイント

ト増となっております。将来、超少子高齢化の時代が予測されるため、財政の硬直化が懸念されております。

歳入においては、ふるさと納税寄附額が歳入に寄与しており、地場産業の畜産を中心とした農産物加工品、酒類、絵本などの魅力ある返礼品開発により50.5%の増となりました。景気に左右される制度であり、経済状況に注視しながら、今後もふるさと納税寄附額の増加に期待したいと思います。

歳出においては、一般会計で、民生費、農林水産業費、災害復旧費が増加、教育費、公債等は減少しました。

財政管理においては、公共施設である建物家屋、コテージ、公園またはインフラ事業の下水道施設等の老朽化が見られます。今後も木城町公共施設等総合管理計画等に基づき、改修・更新など、適切な管理を努めていただきたいと思います。また、新たに2つの基金、森林環境整備基金、こども未来基金が創設され、未来の森林環境及び子育て支援、教育環境の充実のため、活用されるものであります。

今後も地域社会を守るため、住民の安心安全に留意し、常に緊張感を持って、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施することを念頭に、健全かつ適正な財政運営に努めていただきたいと思います。

それから、48ページを御覧ください。

今回、参考資料で決算審査統計グラフ、対象年度、平成22年から令和元年、本町10年分の推移をつくりました。努力されたことがグラフに現れていると思います。

しかし、今後、コロナ禍のような難問題が往々にしてあるかもしれません。令和初めの決算書ですが、この統計から何か見るものがあるかもしれないということで、今回はグラフ資料をつくりました。何かの参考になれば幸いです。

以上、報告を終わります。

○議長（神田 直人） ここで10分間の休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時12分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24. 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（神田 直人） 日程第24、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第52号令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第57号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いをいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第57号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、神田直人を指名したいと思いをいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、中武良雄君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、神田直人の10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前11時13分休憩

午前11時14分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に中武良雄君、副委員長に眞鍋博君が互選されました。

日程第25. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第25、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第58号及び議案第70号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いをいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号及び議案第70号について

は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第26. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第26、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第52号から議案第70号に至る議案の一議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第58号及び議案第70号については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第58号については、日程を繰上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。また、議案第70号については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第52号から議案第57号及び議案第59号から議案第69号に至る議案については、総括質疑といたします。ただし、議案第52号から議案第57号の決算認定6件については、決算審査特別委員会において10名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

まず、議案第58号専決処分の承認を求めるについて（令和2年度木城町一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

これより、質疑を行います。議案第58号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 休業等協力金ということで、先ほど提案理由もあり、新聞等にも掲載されておりましたので、内容的には十分理解をしております。

いつ執行されたのか、それと私の認識では万円単位と理解をしておりましたが、300万3,000円となっております。内容ももう少し詳しく説明いただけたらいいかと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 今、ご質問のありました休業要請等につきましては、接待を伴う飲食店につきましては休業要請、それからそれ以外の飲食店につきましては時短営業ということでお願いをしております。

その中で、休業等要請協力金ということで、全ての飲食店等が自主休業も含めまして実施していただいておりますので、そのような形で、申請、支払い等の取扱いをしております。

先ほど店舗数につきましては、報告の中で19店舗というのがあったのですがけれども、今回支給対象にしておりますのは、指定管理団体であります施設等については支払い等しておりませんので、支給しておりませんので、ただ、指定管理施設等につきましては、30日から16日の間まで休業ということで休みにはしております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 支出というのは、まだ現在進行形ということですか、完了していない。いつ支出したかというのが1点聞きたかったのと、もう1つは、端数というか、千円単位があるので、どういった、一律ではなくて、何か金額の増減があったのか。その辺りをちょっと教えていただきたいと。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 申し訳ありません。支出状況につきましてですけれども、現在、資料等を受け付けておまして、対象中のうち12件支出しております。

それから、金額については、これにつきましては県と一体となって支出しておりますので、接待を伴う飲食店については休業で、町と県で10万円、それプラス町のほうで上乗せという形で10万円、最大で20万円となっております。

それから、接待を伴う飲食店以外の飲食店につきましては、時短営業という形で自粛要請をしておりますので、県と町、合わせまして、このうち5万円を支給し、町単独の上乗せで5万円、かつ先ほど言いましたように、自主的に時短営業の延長で自主休業した店舗につきましては、町単独のほうで15万円を上乗せしております。最大で15万円から20万円となっております。

（「端数が出るのか」と呼ぶ者あり）

すみません。端数については、併せて町単で水道料の8月分の減免をしておりますが、うち1件が一ツ瀬営農飲雑用水区域の店舗となっておりますので、そちらに1か月、8月分相当の水道代を助成しております。併せて、固定資産税に係る8月分、年割をしておりますが、その分を出しております。この端数となっております。

以上です。すみません。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第58号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

これより、議案第59号から議案第69号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第59号木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第59号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第60号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第61号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第62号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第63号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第64号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第70号は、人事案件となっています。ここで、本案に関する教育長、恵利修二君の退場を求めます。

〔教育長 恵利 修二君 退席〕

○議長（神田 直人） 議案第70号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

教育長、恵利修二君の着席を求めます。

〔教育長 恵利 修二君 着席〕

日程第27. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（神田 直人） 日程第27、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第5回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第57号及び議案第59号から議案第69号に至る議案については、各常任委員会、特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第28. 散会

○議長（神田 直人） 日程第28、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、5日から8日までは休会。9日水曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっております。

本日はこれで散会といたします。議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時30分散会
